

共同住宅における各戸検針、水道 料金等の徴収に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、受水槽以下の装置により給水を受ける共同住宅居住者の便宜を図るため各戸検針、水道料金及び下水道料金(以下「水道料金等」という。)の徴収に関して必要な事項を定め、これをもって給水地区内居住者の水道利用上の均衡と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(基準)

第2条 この要綱を適用する共同住宅は、次の各号に定める条件に適合しなければならない。

- (1) 共同住宅は別紙に定める「受水槽以下装置基準」に適合していること。
- (2) 建物の目的が主として継続的な生活を営むものであること。
- (3) 各戸居住者及び店舗等(以下「各戸」という。)の給水施設は、それぞれ独立したものであること。

(申請)

第3条 共同住宅の所有者及び共同住宅居住者の代理人(以下「所有者等」と言う。)はこの要綱に基づき、居住者の各戸検針、水道料金等徴収の取り扱いを受けようとするときは、与那原町水道事業管理者(以下「管理者」という。)に申請しなければならない。

2 前項の申請は、申請書(第2号様式)に次の書類を添付して行う。

- (1) 代理人選定届
- (2) 維持管理保証人選定届
- (3) 共同住宅の水道使用者名簿
- (4) 各戸居住者の同意書
- (5) 検針、料金等に関する条件承諾書
- (6) 受水槽以下装置メーター設置条件承諾書
- (7) 共同住宅の配置図
- (8) その他、管理者が必要と認める書類

(調査及び承諾)

第4条 管理者は第3条による申請があったときは、その内容について調査し、その結果、当該申請が取扱い範囲に適合していると認めた場合は、当該申請を承諾するものとする。

(契約の締結)

第5条 管理者と所有者等は別に定める契約書により各戸検針及び水道料金徴収に関する契約を締結するものとする。

(検針)

第6条 共同住宅における検針は、管理者が毎月定例日に検針する。

2 受水槽上流に管理者が設置した量水器(以下「親メーター」という。)は、第1項の検針と並行して検針するものとする。

(各戸メーターの費用負担及び維持管理費)

第7条 各戸メーターに関する費用(新設費、取替費、修繕費)は所有者が負担し、その責任において維持管理するものとする。また所有者は施設維持管理の円滑化を図るため、維持管理保証人を選定しなくてはならない。

2 所有者は各戸メーター及び止水栓を新設、取替、修繕するときは、器種、方法等について管理者と協議のうえ実施するものとする。

3 施設維持管理保証人については与那原町給水工事指定店の中から選出する。

(水道料金等の算定及び徴収方法)

第8条 管理者が徴収する水道料金は各戸の居住者を与那原町給水条例第24条に定める使用者とみなして徴収するものとする。

2 親メーターの指示量が各戸使用者の合計使用量をこえた場合の差水量は与那原町水道給水条例第26条の2項に準じて所有者等から徴収する。ただし管理者が特に必要がないと認めるときは、その限りではない。

3 この要綱により、水道料金を徴収する場合は、管理者が定める月からとする。

4 水道料金の徴収方法は、原則として口座振替により徴収する。ただし、特に町長が認める場合においては、納付書により徴収することができる。

5 水道料金等の算定及び徴収については、この取扱い要綱に定めるものを除くほか与那原町水道給水条例及び与那原町下水道条例による。

(水道料金等滞納に対する措置)

第9条 各戸使用者の水道料金等に滞納が生じたとき管理者は給水を停止し、契約を解除することができる。

(所有者などの義務)

第10条 所有者等は、その責任において次の事務を行う。

(1) 親メーター差額料金の支払いに関すること。

- (2) 各戸メーターの検定有効期限(8年)満了前の取替えに関すること。
- (3) 各戸使用者の転入、転出について遅滞なく管理者に届け出ること。
- (4) 各戸メーター及び親メーターを常に清潔に、かつ検針しやすい状態に保持すること。
- (5) 受水槽以下の装置の維持管理及び水質の保全について一切の責任を負うこと。
- (6) 各戸使用者の水道の使用中止の届出に関すること。
- (7) 総代理人及び維持管理保証人に変更がある場合は遅滞なく管理者に届け出ること。
- (8) その他、管理者の業務の遂行に支障がないよう協力すること。

(契約の変更及び解除)

第11条 与那原町水道給水条例及び与那原町下水道条例、その他関係法令等に変更があった場合はその内容に適合するように契約変更したものとみなす。

- 2 所有者等がこの取扱い要綱又は契約の条項に違反する行為をし、管理者の指摘を受けて、速やかに是正しないときは管理者は契約を解除し、親メーターで検針を行い、水道料金は所有者又は水道使用者全体の責任において一括して支払うものとする。この場合において異議申し立ては一切これを認めないものとする。
- 3 所有者等から契約解除を申請するときは、第3号様式(共同住宅における各戸検針の解約申請書)による。
- 4 前2項及び3項により所有者等及び各戸使用者に損害が生ずることがあっても管理者はその責を負わない。

(再契約)

第12条 前条第2項及び第3項により契約解除したあと、1年以内は再契約しない。

(その他)

第13条 管理者は受水槽以下の配管設備について必要に応じて立入り検査することができる。この場合、所有者及び各戸居住者は検査に協力しなければならない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要があれば管理者が定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布日から施行し平成21年4月1日から適用する。
- 2 現在の共同住宅における各戸検針、料金支払に関する依頼書の取り扱いは、この要綱の公布日(平成21年3月31日)から3年後には解除する。

共同住宅における各戸検針の解約申請書

与那原町長 照屋 勉 殿

令和 年 月 日付け、共同住宅における各戸検針、水道料金等の徴収に関する取扱要綱に基づき、現在実施している子メーター検針の解約を申請します。

令和 年 月 日

申請者 住所

所有者

共同住宅名

共同住宅所在地

受水槽以下装置基準

1. 目的

この基準は「共同住宅における各戸検針、水道料金徴収に関する取扱い要綱」第2条第1項に基づく受水槽以下装置の装置基準について、定めることを目的とする。

2. 受水槽及び高架水槽

受水槽及び高架水槽の構造は、鉄筋コンクリート製、鋼板製または合成樹脂製のものとし、次の事項に留意したものでなければならない。

- (1) 受水槽の塗覆装は、水質に悪い影響を及ぼさないものであること。
- (2) 修理または清掃するために必要なマンホール及びステップを取付けること。
- (3) 受水槽等に給水する場合は、受水槽への給水は落とし込みとし、吐水口と受水槽越流面との位置関係は、受水槽内の水が給水管内に逆流しないようにすること。
- (4) マンホール及び換気孔などから雨水、塵、埃及び小動物などが入らないようにすること。
- (5) ボールタップはできる限りマンホールの近くに設置すること。
- (6) 受水槽及び高架水槽のボールタップ等の故障及び維持管理は所有者の責任において行うこと。

3. 給水形態

自然流下給水構造又は管理者の指定した構造基準に適合したポンプ直送給水構造のものであること。

4. 配管構造

- (1) 停滞空気の発生しないものであること。
- (2) 衝撃防止のための措置を行ったものである。
- (3) 逆流防止のための措置を行ったものであること。
- (4) ポンプの過熱防止用に吐き出す水及び圧力タンクの自動給に伴う排出水は、受水槽へ還流する装置を行ったものであること。

5. メーター設置環境

- (1) メーター損傷の危険がなく、かつメーターが水平に取り付けられる構造であること。
- (2) メーターの設置、点検及び引替作業が容易に行えるものであること。
- (3) メーターに接近して上流側に止水器具を設けるものであること。なお、ポンプ直送給水構造のものには、メーターに接近して上流側に止水器具、下流側に逆止弁を設けるものであること。

6. この装置に対し、管理者がメーターの管理上必要があると認めたときは、構造及び使用材料などの調査を行うことを承諾すること。また、調査により指示された事項は指定期間内に完全に履行すること。
7. この装置の設置工事は、与那原町給水工事指定店に施工させること。
8. 上記各項の条件について、取扱上必要な事柄については、与那原町給水条例及び同施行規程の例にならって施行すること。
9. 上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、装置に起因する紛争などについては、当事者間で解決し、一切町に迷惑をかけないこと。
10. この装置の維持管理及び町に対する連絡などの事項を処理するために与那原町給水条例第17条に基づき、代理人を選定し、届け出ること。また、内容に変更があった場合も届け出ること。
11. この装置の所有者を変更するときは、新所有者にこの装置が条件付きのものであることを熟知させると共に、直ちに所有者の変更を町に届け出ること。